

## 参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	総務行政の主な課題
著者 / 所属	皆川 健一・鈴木 友紀 / 総務委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	454号
刊行日	2023-2-22
頁	19-33
URL	<a href="https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20230222.html">https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20230222.html</a>

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75013) / 03-5521-7686 (直通))。

## 総務行政の主な課題

皆川 健一

鈴木 友紀

(総務委員会調査室)

### 1. 地方行政・消防関係

- (1) 住民に開かれた地方議会の実現に向けた方策
- (2) マイナンバーカードの普及に向けた取組
- (3) 地方公務員制度をめぐる動向
- (4) 消防団員の確保と処遇改善

### 2. 情報通信・郵政関係

- (1) NHKの受信料値下げと公共放送の在り方
- (2) 放送事業者の経営基盤強化と放送ネットワークインフラの維持コスト軽減
- (3) デジタル社会における郵便局の地域貢献の在り方

総務行政については、令和4年8月31日に総務省から「地域課題の解決を通じた持続可能な地域社会の実現（総務省重点施策2023）」として、令和5年度に積極的に取り組むべき重点施策が発表されており、その内容に則して、総務省等に置かれた審議会・研究会等において具体的な検討が進められている。

また、松本総務大臣は総務行政関連の専門誌等に寄せた年頭所感で、デジタル変革への対応、活力ある地域づくりとグリーン化の推進、持続可能な地域社会の実現等を支える地方行財政基盤の確保、持続可能な社会基盤の確保等に取り組む意向を表明している<sup>1</sup>。

本稿では、このような最近の状況を踏まえ、特に直近の動向等を紹介することを通じて、総務行政に関し当面する主な課題を概観することとしたい（なお、令和4年末の予算折衝において決定された令和5年度地方財政対策については、『立法と調査』No. 453の野内修太「令和5年度地方財政対策の概要と主な論点」を参照されたい。）。

※ 本稿は令和5年2月3日現在の情報に基づいている。なお、参照URLの最終アクセス日は、いずれも同年2月3日である。

<sup>1</sup> 松本剛明総務大臣年頭所感『地方議会人』（2023.1）等

## 1. 地方行政・消防関係

### (1) 住民に開かれた地方議会の実現に向けた方策

#### ア 第33次地方制度調査会の発足

令和4年1月14日、第33次地方制度調査会（以下「調査会」という。）第1回総会が開催され、岸田内閣総理大臣から、社会全体におけるデジタル・トランスフォーメーション（DX）の進展及び新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題等を踏まえ、ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点から、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の関係その他の必要な地方制度の在り方について、調査審議を求める旨の諮問が行われた。

同総会において、岸田内閣総理大臣は、「新型コロナへの対応、デジタル化への対応は、我が国の最重要課題であり、これらに関連する地方制度の在り方について、幅広い観点からの議論が必要である」との考えを述べた。

#### イ 第33次地方制度調査会における議論の動向

調査会では、専門小委員会において、諮問事項に関する現状と課題等について審議が進められた後、令和4年6月3日の第2回総会において、「第33次地方制度調査会の審議項目」が取りまとめられた。その主な内容は以下のとおりである。

- 1 「社会全体におけるデジタル・トランスフォーメーションの進展及び新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題等」及び「ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点」として、何を捉えるべきか。
- 2 「国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の関係」として、どのようなことが考えられるか。
- 3 「その他の必要な地方制度のあり方」として、どのようなことが考えられるか。

また、三議長会<sup>2</sup>は、同年9月13日に寺田総務大臣（当時）に対し、調査会において審議されている事項である、①地方公共団体の意思決定を行う地方議会の位置付け、議員の職務等を地方自治法で明文化すること、②労働法制の見直しなど、会社員等が立候補しやすい環境整備を行うこと、③請願・意見書の電子的提出など、議会のデジタル化を促進するための必要な法改正を行うこと、について要請を行った<sup>3</sup>。

調査会は、これらの要請等を踏まえ審議を行い、同年12月28日、「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申」を岸田内閣総理大臣に手交した（図表1）。その内容は、議会についての現状認識と課題を整理し、各議会等において、多様な人材の参画を前提とした議会運営や住民に開かれた議会のための取組等が必要であるとした上で、国に対しては、議会の役割や議員の職務等について法律上明確化することの提案があったほか、住民から議会に対する請願書等について、オンラインによる提出を可能とすることを求めている。なお、立候補環境の整備としての立候補

<sup>2</sup> 全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会、全国町村議会議長会

<sup>3</sup> 「地方議会が地方公共団体の意思決定を行うことを明文化する地方自治法の改正等について」（令和4年9月13日）。なお、同年11月11日に三議長会は、同内容を含む決議を採択している。

休暇制度等については、事業主負担や他の選挙との均衡等の課題に留意して引き続き検討することとして、一律の法制化は見送るとしている。第211回国会（常会）に、この答申内容等を踏まえた地方自治法の一部を改正する法律案<sup>4</sup>が提出される予定である。

図表 1 多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申（概要）

<p><b>1. 議会についての現状認識と課題</b></p> <p>【女性議員の割合】都道府県11.8%、市17.5%、町村11.7% 【60歳以上の議員の割合】都道府県43.0%、市56.5%、町村76.9%          【無投票当選者割合】都道府県26.9%、指定都市3.4%、市2.7%、町村23.3%          ※女性議員が少ない議会や議員の平均年齢が高い議会において無投票当選となる割合が高い傾向</p> <p>➢ 感染症のまん延等の緊急時における合意形成や、人口減少に伴う資源制約の下での合意形成を行う上で、地域の多様な民意を集約する議会の役割は大きい。このため、多様な人材が参画し、住民に開かれた議会を実現していくことが重要。</p> <p>➢ しかしながら、議員の構成は、性別や年齢構成の面で多様性を欠いており、一部の議員の不適切な行為と相まって、住民の議会に対する関心を低下させ、住民から見た議会の魅力を失わせている。このことは、議員のなり手不足の原因の一つにもなっている。</p>			
<p><b>2. 議会における取組の必要性</b></p> <p>➢ 各議会等において、次のような取組を行っていくことが必要。</p> <table border="1"> <tr> <td> <p><b>① 多様な人材の参画を前提とした議会運営</b></p> <p>勤労者等の議会参画            ➔夜間・休日等の議会開催等</p> <p>女性や若者、育児・介護に携わる者の議会参画            ➔ハラスメント相談窓口の設置            会議規則における育児・介護の取扱いの明確化等</p> <p>小規模市町村における処遇改善            ➔議員報酬の水準のあり方を議論</p> <p><b>③ 議長会等との連携・国の支援</b>            ➔ハラスメント対策に関する議長会の調査</p> </td> <td> <p><b>② 住民に開かれた議会のための取組</b></p> <p>デジタル技術を活用した情報発信の充実            ➔SNSの活用、タブレット端末によるペーパーレス化にあわせた情報公開の充実等</p> <p>住民が議会に参画する機会の充実            ➔住民と政策や議会運営を考える場（例：政策サポーター、議会モニター）</p> <p>➔デジタル化について技術的・財政的課題を抱える小規模市町村への国・議長会の支援</p> </td> </tr> </table>	<p><b>① 多様な人材の参画を前提とした議会運営</b></p> <p>勤労者等の議会参画            ➔夜間・休日等の議会開催等</p> <p>女性や若者、育児・介護に携わる者の議会参画            ➔ハラスメント相談窓口の設置            会議規則における育児・介護の取扱いの明確化等</p> <p>小規模市町村における処遇改善            ➔議員報酬の水準のあり方を議論</p> <p><b>③ 議長会等との連携・国の支援</b>            ➔ハラスメント対策に関する議長会の調査</p>	<p><b>② 住民に開かれた議会のための取組</b></p> <p>デジタル技術を活用した情報発信の充実            ➔SNSの活用、タブレット端末によるペーパーレス化にあわせた情報公開の充実等</p> <p>住民が議会に参画する機会の充実            ➔住民と政策や議会運営を考える場（例：政策サポーター、議会モニター）</p> <p>➔デジタル化について技術的・財政的課題を抱える小規模市町村への国・議長会の支援</p>	<p><b>4. 立候補環境の整備</b></p> <p>➢ 各企業の自主的な取組として、立候補に伴う休暇制度を設けること、議員との副業・兼業を可能とすること等について要請を検討すべき。          ※就業規則における対応</p> <p>➢ 一律の法制化は、事業主負担や他の選挙との均衡等の課題に留意して引き続き検討。</p>
<p><b>① 多様な人材の参画を前提とした議会運営</b></p> <p>勤労者等の議会参画            ➔夜間・休日等の議会開催等</p> <p>女性や若者、育児・介護に携わる者の議会参画            ➔ハラスメント相談窓口の設置            会議規則における育児・介護の取扱いの明確化等</p> <p>小規模市町村における処遇改善            ➔議員報酬の水準のあり方を議論</p> <p><b>③ 議長会等との連携・国の支援</b>            ➔ハラスメント対策に関する議長会の調査</p>	<p><b>② 住民に開かれた議会のための取組</b></p> <p>デジタル技術を活用した情報発信の充実            ➔SNSの活用、タブレット端末によるペーパーレス化にあわせた情報公開の充実等</p> <p>住民が議会に参画する機会の充実            ➔住民と政策や議会運営を考える場（例：政策サポーター、議会モニター）</p> <p>➔デジタル化について技術的・財政的課題を抱える小規模市町村への国・議長会の支援</p>		
<p><b>3. 議会の位置付け等の明確化</b></p> <p>➢ 議会の役割・責任、議員の職務等の重要性が改めて認識されるよう、全ての議会に共通する一般的な事項を地方自治法に規定することも考えられる。</p> <p>【具体的なイメージ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>議会の設置根拠の規定に、議事機関として住民が選挙した議員をもって組織されるという位置付けを追記</li> <li>地方公共団体の所定の重要な意思決定に関する事件を議決する等の議会の役割・責任を明確に規定</li> <li>議員は、議会の権限の適切な行使に資するため、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない旨を規定（職務を行う上での心構えを示すもの）</li> </ul>	<p><b>5. 議会のデジタル化</b></p> <p>➢ 本会議へのオンライン出席について、国会における対応も参考に、丁寧な検討を進めるべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>どのような場合に可能とするか。             <ul style="list-style-type: none"> <li>①事由を問わず幅広く可能</li> <li>②原則は議場での出席だが、一定の場合に可能</li> <li>③引き続き議場での出席を前提としつつ、議事定足数を緩和し、オンラインで参加</li> </ul> </li> <li>本人確認、議事の公開、第三者の関与がないことの担保等をどのように行うか。その際、委員会へのオンライン出席の課題を検証。              ※委員会へのオンライン出席の実施団体は35団体（R4.1.1現在）</li> </ul> <p>➢ 議会への請願書の提出や議会から国会への意見書の提出等の手続について、一括して、オンライン化を可能とすべき。</p>		

（出所）総務省資料に一部加筆

## （2）マイナンバーカードの普及に向けた取組

### ア マイナンバーカードの交付状況と普及に向けた取組

マイナンバーカードは、個人番号を証明する書類や本人確認の際の公的な本人確認書類として利用できるほか、様々な行政サービスを受けることができるようになるICカードであり、本人の申請により交付される。マイナンバーカードは平成28年1月から交付が開始され、令和5年1月末時点の交付枚数は約7,566万枚、交付率は60.1%となっている。「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）など累次の閣議決定において、令和4年度末までに、マイナンバーカードがほぼ全国民に行き渡ることを目指すとされている。

同計画における具体的な取組としては、令和3年10月にマイナンバーカードの健康保

<sup>4</sup> なお、同法律案において、後述の会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を可能とする改正のほか、「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和2年12月18日閣議決定）に基づき、地方公共団体の公金事務の私人への委託に関する制度において、ルールを整備した上で原則として全ての歳入の収納事務について地方公共団体の長の判断で委託を可能とする改正が併せて行われる予定である。

険証としての利用の本格運用を開始したほか、①電子証明書のスマートフォンへの搭載（令和4年度中）、②国外継続利用（令和6年度中）、③運転免許証との一体化（令和6年度末）、④在留カードとの一体化（令和7年度）等を推進するなど、利便性向上のための取組等を進めている。

## イ 2度にわたる「マイナポイント事業」の実施

令和元年10月からの消費税率引上げに伴う需要の平準化策とともに、マイナンバーカードの普及とキャッシュレス決済基盤の構築のためとして、マイナンバーカード取得者に対し、登録したキャッシュレス決済サービスで「前払い」又は「物品等の購入」を行った場合に金額の25%（上限5,000円分）を「マイナポイント」として付与する事業が実施された（マイナポイント第1弾）。

また、令和3年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、マイナンバーカードの普及を促進するとともに、消費喚起や生活の質の向上につなげるためとして、①マイナンバーカードの新規取得者に最大5,000円相当、②健康保険証としての利用登録を行った者に7,500円相当、③公金受取口座の登録を行った者に7,500円相当の合わせて最大2万円相当の「マイナポイント」を付与することとされた（マイナポイント第2弾）。なお、マイナポイント第2弾の対象となるカードの申請期限は、当初は令和4年9月末までとされていたところ、同年12月末まで延長することとされ、さらに、カードの申請増による窓口混雑緩和の観点から、令和5年2月末まで再延長となった。

## ウ マイナンバーカードを利活用した取組についての普通交付税における算定

「デジタル田園都市国家構想基本方針」（令和4年6月7日閣議決定。以下「基本方針」という。）において、国はマイナンバーカードの利便性向上・利活用シーンの拡大を更に推進するとともに、市町村における交付体制の強化に向けた支援を行うなどとしている。

基本方針において、令和5年度からマイナンバーカードの普及状況等も踏まえつつ、「マイナンバーカードの交付率を普通交付税における地域のデジタル化に係る財政需要の算定に反映することについて検討する」こととされた。

その後、令和5年度地方財政対策において、地域デジタル社会推進費の「マイナンバーカード利活用特別分」として、令和5年度及び令和6年度にそれぞれ500億円が計上されることとなった。その令和5年度における算定に当たっては、マイナンバーカードの交付率が「上位3分の1の市町村が達している交付率」以上の市町村は、交付率に応じた割増しが行われることとなる。マイナンバーカードについて、誰一人として取り残さない形で国民の利便性を向上させるとともに、交付事務を実施している地方公共団体への支援も求められる。今後は、こうした令和5年度における算定の妥当性を検証しつつ、令和6年度以降の在り方を検討していく必要がある。

## （3）地方公務員制度をめぐる動向

### ア 会計年度任用職員制度の創設と運用の課題

地方の厳しい財政状況が続く中、多様化する行政需要に対応するため、地方公務員に

における臨時・非常勤職員は令和2年4月1日現在で69.4万人（平成28年から5.1万人増）と増加してきた<sup>5</sup>。

平成29年5月には、臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件を確保する観点から、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）が成立し、臨時・非常勤職員の任用要件の厳格化を行うとともに、会計年度任用職員制度<sup>6</sup>を創設し、会計年度任用職員に対する期末手当の支給が可能とされた。

総務省が、同改正法施行時（令和2年4月）の各地方公共団体の会計年度任用職員制度の施行状況を調査したところ、おおむね制度の趣旨に沿った運用が図られているが、報酬水準が制度導入前と比べ減額となった職種がある地方公共団体の中には制度の趣旨に沿わない不適切な理由により減額している例が見られるなど、対応が十分でない団体もあったとされている<sup>7</sup>。こうした調査等を踏まえ、総務省は累次にわたって「会計年度任用職員制度の適正な運用等について」（通知）を発出し、任用と処遇の適正化を要請している。

先述のとおり、会計年度任用職員に対する期末手当の支給が可能となった一方、勤勉手当については、国の期間業務職員への期末・勤勉手当の支給に係る最近の運用状況等も踏まえ検討すべき課題とされ<sup>8</sup>、現行法では支給できないこととなっている。また、会計年度任用職員についても勤勉手当の支給の対象とする法改正を求める要望<sup>9</sup>もある。こうした中、第211回国会（常会）では、会計年度任用職員について、国の非常勤職員の取扱いとの均衡の観点から、勤勉手当の支給を可能とする規定を整備するため、地方自治法の一部を改正する法律案が提出される予定である。

## イ 地方公務員の定年延長

令和5年4月1日、国家公務員法等の一部を改正する法律（令和3年法律第61号）が施行され、国家公務員の定年延長については、定年を段階的に65歳まで引き上げるとともに、60歳超の職員給与を60歳時点の7割水準に設定すること、役職定年制の導入、定年前の再任用短時間勤務制の導入等が行われる。

地方公務員の定年については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）では、「国の職員につき定められている定年を基準として条例で定める」（第28条の2第2項）と規定されている。そのため、国家公務員の定年が引き上げられた場合、連動して条例に基づいて引き上げられる。一方、役職定年制や定年前の再任用短時間勤務制については、国家公務員と同様の制度を地方公務員に導入するための、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）によって措置された。同法も、前記の国家公務員法等改正法と同日に施行される。

<sup>5</sup> 総務省「地方公共団体における会計年度任用職員等臨時・非常勤職員に関する調査について（ポイント）」（令2.12.21）

<sup>6</sup> 地方公務員法第22条の2の規定に基づき会計年度を超えない範囲内で任用される職員をいう。

<sup>7</sup> 前掲脚注5

<sup>8</sup> 第208回国会参議院行政監視委員会国と地方の行政の役割分担に関する小委員会会議録第2号4頁（令4.4.25）

<sup>9</sup> 令和4年地方分権改革に関する提案募集において、徳島県等から内閣府に対し提案され、「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和4年12月20日閣議決定）において、令和4年度中に結論を得るとしている。

前記の地方公務員法改正法案に対する衆参の総務委員会の附帯決議においては、小規模団体を含む全ての地方公共団体の制度設計に必要な情報提供、職員のワーク・ライフ・バランスの確保など地方公務員の働き方改革の一層の推進に向けた努力等が求められている<sup>10</sup>。

こうした中、総務省は令和3年8月、「定年引上げに伴う地方公共団体の定員管理のあり方に関する研究会」を設置し、令和4年6月、同研究会は報告書を取りまとめた。報告書では、定年引上げに伴う定員管理に関する基本的な考え方及び留意点として、①定年引上げ期間中における一定の新規採用者の継続的な確保、②新規採用者数の検討を始めとする中長期的な観点からの定員管理、③業務量に応じた適正な定員管理であることの説明、についてそれぞれ考え方が示された。

また、同省は令和3年10月、「地方公務員の定年引上げに伴う高齢期職員の活用に関する検討会」を設置し、令和4年3月、同検討会は報告書を取りまとめた。報告書では、本人の理解や周辺職員の理解を深める工夫の重要性などの高齢期職員の活躍に当たっての基本的な考え方、本人の希望等の確認の重要性などの高齢期職員に期待される役割とその役割を果たすための人事配置、高齢期職員に対する研修などの高齢期職員の活躍促進のための取組・工夫等が示された。

今後、前記の附帯決議や研究会・検討会報告書等を踏まえ、法施行に向けて地方公共団体における適切な対応が期待される<sup>11</sup>。

#### (4) 消防団員の確保と処遇改善

##### ア 消防団の現状

我が国の消防体制は、専任の消防職員から成る常備消防（消防本部及び消防署）と他に職業を持つ非常勤職員で構成される消防団から成っている。このうち、消防団は、常備消防機関のない町村においては、消防活動を全面的に担っており、常備消防機関のある市町村においても、火災時に初期消火や残火処理、大規模災害時に住民の避難誘導や救出・救助活動を行うなど、極めて重要な役割を果たしている。東日本大震災において消防団の重要性が再認識されたことを踏まえ、平成25年12月、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）が議員立法により成立した。

消防団員数は、団員の高齢化や地域社会への帰属意識の希薄化などから減少を続けており、令和4年4月1日現在78万3,578人と、前年度から2万1,299人減少し、初めて80万人を下回った。若年層の入団者が減少する中、団員の平均年齢は年々上昇し、令和4年4月1日現在で43.2歳となっている。

こうした中、女性や学生、在勤者、地方公務員等の入団促進、特定の活動のみ参加す

<sup>10</sup> 参議院ウェブサイト<[https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/204/f064\\_060314.pdf](https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/204/f064_060314.pdf)>

<sup>11</sup> 総務省消防庁においても、消防職員を含む地方公務員の定年が段階的に引き上げられることに伴う、消防に特有の課題等について検討を行うため、「定年引上げに伴う消防本部の課題に関する研究会」を設置し、令和4年11月25日に報告書を取りまとめている。

る機能別団員<sup>12</sup>・機能別分団<sup>13</sup>制度の活用、退職報奨金引上げ等の処遇改善、消防団の装備の基準の改正による装備の充実強化など、地方公共団体への支援等が行われている。令和4年4月1日現在、女性団員は2万7,603人(対前年度286人増)、学生団員は5,706人(同319人増)、機能別団員は3万2,118人(同2,747人増)と、いずれも増加の傾向にある。

## イ 消防団員の処遇等の改善策

消防団員の処遇の在り方や加入促進等のため、消防庁は令和2年12月から「消防団員の処遇等に関する検討会」を開催し令和3年4月に中間報告書、同年8月に最終報告書を取りまとめた。

同庁は、中間報告書を踏まえ、「非常勤消防団員の報酬等の基準」(年額報酬の標準額は団員級で年額3万6,500円、出動に応じた出動報酬標準額は災害時1日当たり8,000円、これらは消防団を経由することなく団員個人に直接支給)を定めた。その後、最終報告書では、中間報告書で示された処遇の改善のほか、①消防団に対する理解の促進、②幅広い住民の入団促進、③平時の消防団活動の在り方、④装備等の充実について取り組むべきことが盛り込まれた。

なお、同庁は、「非常勤消防団員の報酬等の基準」に沿った処遇改善が令和4年度から行われるよう、令和3年度中の条例改正を各団体に働きかけるとともに、これらの基準を反映させた地方交付税措置の見直し等を行っている。

また、同庁は、令和4年4月28日、同年4月1日時点における処遇改善に係る市町村の対応状況についての調査において、基準を満たす市町村は全国で約7割である旨を発表するとともに、団員個人への報酬等の直接支給の趣旨を逸脱する取扱いについて早急に是正するよう求めており、同年8月9日にも重ねて同趣旨の通知を行っている。しかし、依然として、年額報酬・出動報酬が基準以下である市町村や、団員個人への直接支給を行っていない市町村がそれぞれ4分の1以上あることから、引き続き、消防団員の処遇改善への取組が求められる。

## 2. 情報通信・郵政関係

### (1) NHKの受信料値下げと公共放送の在り方

NHKは、放送の全国普及、良質な放送番組の提供、国際放送の実施等を目的として、放送法(昭和25年法律第132号)の規定により設立された特殊法人であり、その業務の範囲や運営の仕組みは同法に定められている。近年、総務省は、「業務」・「受信料」・「ガバナンス」の三位一体改革に取り組むことをNHKに求めており<sup>14</sup>、NHKは、令和5年1月に

<sup>12</sup> 基本団員と同等の活動ができないなどの人が、入団時に決めた特定の活動・役割に参加する制度。消防職員・団員OB、被雇用者、女性等が担い手となることが想定される。

<sup>13</sup> 特定の役割、活動を実施する分団・部を設置し、所属団員は当該活動を実施する制度。機能別分団の例として、大規模災害対応、火災予防対応などを目的とした分団や事業所単位の分団などが挙げられる。

<sup>14</sup> 例えば、NHK令和4年度予算に付された総務大臣の意見では、「国民各層や関係者の意見も幅広く聞きながら、「業務」・「受信料」・「ガバナンス」の三位一体改革に不断に取り組むことが求められる」とされている。  
<[https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01ryutsu07\\_02000227.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu07_02000227.html)>

「NHK経営計画（2021-2023年度）」（以下「経営計画」という。）の修正を行い、業務の見直しと受信料の値下げを決定したほか、中間持株会社の設立（令和4年12月）や財団法人の統合（令和5年4月予定）<sup>15</sup>等のガバナンス改革を進めている。

#### ア 経営計画の修正と受信料の値下げ

令和3年1月に前田晃伸NHK会長（当時）の下で策定された経営計画では、「既存業務を抜本的に見直し、放送波を整理・削減するとともに550億円規模の支出削減」を行うとし、「スリムで強靱な「新しいNHK」」となることを目指すとした。さらに、経営計画では、受信料の値下げについて、「還元の原資として事業規模の1割にあたる700億円程度を確保」した上で、「新型コロナウイルス感染症の影響や放送法改正の動き、訪問によらない新たな営業施策の進捗などを見極めながら、具体的な方法などを検討し、衛星波の削減を行う2023年度に受信料の値下げを行う方針」が示された。

パブリックコメントの実施等を経て、令和5年1月に修正された経営計画では、当初計画で示された方針の具体化が行われ、衛星波については、令和6年3月末に2Kの衛星波（BS1、BSP）のうち1波を削減（停波）するとして<sup>16</sup>。さらに、受信料については、「財政安定のための繰越金」<sup>17</sup>を活用し、当初計画を大きく上回る1,500億円規模を還元の原資として充当することにより、衛星契約のみならず、地上契約についても、令和5年10月から1割値下げするほか<sup>18</sup>、学生への免除を拡大し、被扶養の学生についても原則受信料を免除するとして。

過去最大規模となる受信料の値下げ等により、NHK令和5年度予算において、受信料収入は前年度比460億円減となる6,240億円が計上されており（図表2参照）、事業収支差金は280億円の赤字を見込んでいる（赤字280億円は財政安定のための繰越金により補填）。なお、前田会長（当時）は、今後の収入や事業規模の見通しについて、「2024年度以降も収入が大きく減少することとなり、最終的には事業規模は6000億円を下回る形」となるとしている<sup>19</sup>。

寺田総務大臣（当時）は、経営計画の修正案がNHKから公表された令和4年10月当時、受信料の値下げについて、「これで打ち止めというふうに我々は考えておりません」

<sup>15</sup> 令和4年12月1日に、NHKグループとして初めての中間持株会社である「株式会社NHKメディアホールディングス」が設立され、NHKのコンテンツ系子会社5社が傘下に入った。また、同日、「NHKサービスセンター」、「NHKインターナショナル」等の4財団を「一般財団法人 NHK財団」として令和5年4月1日に統合し、NHK交響楽団を新財団の子法人化することで合意したことも発表された。

<sup>16</sup> NHKは、停波に先立つ令和5年12月に4Kを含む衛星波について番組改定を行い、「新BS2K（仮称）」と「新BS4K（仮称）」をスタートするとしている。

<sup>17</sup> NHKは、「財政安定のための繰越金」について、「大規模な災害、事故、物価の高騰など経済状況の急激な変化による事業収支の悪化に対応するほか、設備投資の財源として、減価償却資金など、当年度の自己資金で賄えない場合などに充てるため」のものであり、「受信料の増収や経費の削減など、これまでの経営努力によって生み出した内部資金の累計」であると説明している。（第208回国会参議院総務委員会会議録第10号14頁（令4.6.2））

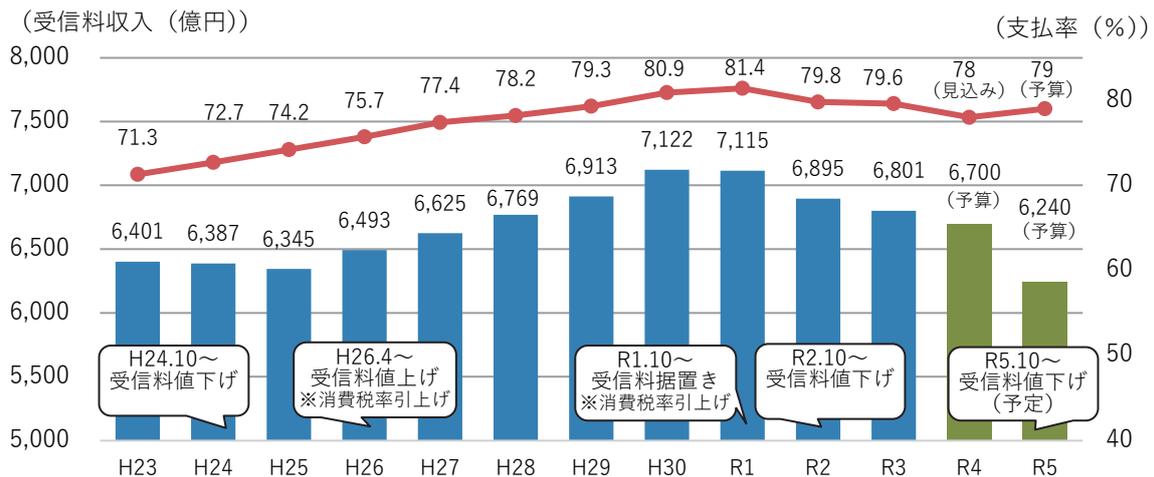
<sup>18</sup> 現行の受信料月額額は、地上契約が1,225円（口座・クレジット）又は1,275円（継続振込等）、衛星契約が2,170円（口座・クレジット）又は2,220円（継続振込等）であるが、令和5年10月から、値下げとともに支払方法の多様化を踏まえて料額が一本化され、地上契約が1,100円、衛星契約が1,950円となる。

<sup>19</sup> NHK「1月会長記者会見要旨」（令5.1.10）

とし<sup>20</sup>、松本総務大臣も「一層効率的な運営を通じて更なる値下げの原資が確保できるようにご努力をいただくことが期待されるのではないかと述べている<sup>21</sup>。一方、受信料の値下げに伴う受信料収入の減少により、災害報道など公共放送に求められる機能や番組の質の低下<sup>22</sup>、NHK職員の人件費への影響等を懸念する意見もある<sup>23</sup>。

令和5年1月25日に日本銀行理事等を歴任した稲葉延雄氏が新たにNHK会長に就任した。稲葉会長は、就任記者会見において、前田前会長が進めてきた改革について、「業務の効率化を大胆に進めることで、受信料値下げに伴う収入の減少を収支均衡に持っていく道筋について、おおむねメドをつけていただいた」としつつ、自身の役割を「改革の検証と発展」とした上で、「若干のほころびやマイナス面が生じている部分があるかもしれない」とし、「もしそうであれば、丁寧に手当てをしながら、ベストな姿に持っていきたい」と述べた<sup>24</sup>。令和5年度は、経営計画の最終年度に当たるが、稲葉会長率いる新体制の下、スリム化を進めつつ、どのように公共放送・公共メディアとしての役割を果たしていくのか、NHKによる三位一体改革の取組が注視される。

図表2 近年の受信料収入及び支払率の推移



(注) 平成23年度から令和3年度の数值は決算による。

(出所) 総務省資料(公共放送ワーキンググループ(第1回)配付資料(令4.9.21))、NHK「収支予算と事業計画の説明資料」(令和4年度、令和5年度)を基に筆者作成

## イ NHKのインターネット活用業務の位置付けと公共放送の在り方の検討

NHKの業務の範囲は、放送法第20条に限定列挙されており、①国内放送、調査研究、

<sup>20</sup> 総務省「寺田総務大臣閣議後記者会見の概要」(令4.10.14)

<sup>21</sup> 総務省「松本総務大臣閣議後記者会見の概要」(令4.11.22)

<sup>22</sup> 前田NHK会長(当時)は、「今回の改革は、基本的にやっぱりNHKの番組のクオリティーを下げてはいけないということございまして、これが大前提の改革になっております。そういう意味で、NHK、災害報道はある意味一丁目一番地ですので、そこの手を抜くということはありません。」と答弁している。(第210回国会参議院総務委員会会議録第6号3頁(令4.12.2))

<sup>23</sup> 前田NHK会長(当時)は、「私は給与水準の引下げや人員整理をやるべきでないと考えております。」と答弁している。(第210回国会参議院総務委員会会議録第6号3頁(令4.12.2))

<sup>24</sup> NHK「稲葉延雄会長 就任記者会見 会見要旨」(令5.1.25)

国際放送といったNHKが行うことを義務付けられている「必須業務」（第1項）、②NHKの目的を達成するための業務であって、その実施がNHKの判断に任されている「任意業務」（第2項）、③目的と関わりのない業務であって、必須業務や任意業務の円滑な遂行に支障のない範囲で行うことができる「目的外業務」（第3項）がある<sup>25</sup>。このうち、NHKの地上放送番組の常時同時配信<sup>26</sup>や見逃し番組配信を行う「NHKプラス」等のインターネット活用業務は、現在、任意業務に位置付けられており、総務大臣の認可を受けた実施基準の下、放送の補完サービスとして実施されている。若者のテレビ離れやインターネット動画配信サービスの進展など、放送を取り巻く環境が変化する中、NHKのインターネット活用業務の在り方が議論となっている。

総務省が令和4年8月に公表した「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」（以下「在り方検討会」という。）<sup>27</sup>の「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ」（以下「検討会取りまとめ」という。）では、NHKのインターネット活用業務の制度的位置付けについて、「どのような在り方が望ましいか、社会実証の結果<sup>28</sup>も踏まえつつ、本取りまとめ以降、具体的かつ包括的に検討を進めた上で、制度的措置についても併せて検討していくべき」とされた。これを踏まえ、令和4年9月から、在り方検討会の下に設置された「公共放送ワーキンググループ」（以下「公共放送WG」という。）において、「放送のみをNHKの必須業務とする現行制度の下では、これまで公共放送が担ってきた、多様で公平かつ信頼性のある「基本的な情報」の供給源としての役割等を果たすことが困難になるとの意見もある」<sup>29</sup>等の問題意識の下、インターネット時代における公共放送が担うべき役割、NHKのインターネット活用業務の在り方等について議論が行われており、令和5年6月頃の取りまとめが予定されている。

インターネット活用業務の費用負担については、第1回公共放送WGにおいて、三友主査（早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授）は、「パソコンやスマホなどインターネットへ接続する機器を保有しているだけでNHKのインターネット配信を受信しない方にまで費用の負担を求めるべきではない」との意見が複数の公共放送WG構成員から出されたとし、「私も同感」であると述べた。その上で、「放送を受信できるテレビを持たない方々であっても、パソコンやスマートフォンにソフトをインストールするなどして、自らNHKを受信できる環境を用意している方々に対する費用負担の在り方については、私は議論していく必要があると思っております」としている。

<sup>25</sup> 金澤薫監修、放送法制研究会編著『放送法逐条解説 新版』（（一財）情報通信振興会、令和2年）78～79頁に基づき記述。

<sup>26</sup> NHKの放送番組の常時同時配信は、令和元年5月に成立した改正放送法（令和元年法律第23号）により実施可能となったものである。

<sup>27</sup> ブロードバンドインフラの普及やスマートフォン等の端末の多様化等を背景に、デジタル化が社会全体で急速に進展する中、放送の将来像や放送制度の在り方について、「規制改革実施計画」等を踏まえつつ、中長期的な視点から検討を行うことを目的として、令和3年11月から開催されている。

<sup>28</sup> NHKは、総務省の要請を受け、情報空間におけるNHKの意義、役割の確認のため、社会実証を実施しており、令和4年6月に第1期の結果報告が公表された。

<sup>29</sup> 公共放送WG事務局「公共放送ワーキンググループについて」（公共放送WG（第1回）配付資料（令4.9.21））

なお、(一社)日本新聞協会が「NHKが、巨額の受信料を財源にインターネット業務を際限なく拡大していけば、新聞をはじめ民間メディアとの公正競争が阻害され、言論の多様性やメディアの多元性が損なわれかねない」との意見を表明しているように<sup>30</sup>、民間放送事業者や新聞社からはNHKの業務の肥大化を懸念する声も上がっている。

## (2) 放送事業者の経営基盤強化と放送ネットワークインフラの維持コスト軽減

規制改革推進会議が令和3年6月に取りまとめた「規制改革推進に関する答申」では、「地方の人口減少やインターネットの普及等により、ローカル局を取り巻く環境は厳しくなりつつあるが、ローカル局は地方の情報発信において重要な役割を担っており、地方発の多様な情報を維持することは民主主義の基盤として不可欠である」とした上で、「ローカル局の活性化を図っていく必要がある」との基本的な考え方が示された。さらに、総務省に対し、ローカル局の経営自由度を向上させるための議論を進めること等を求め<sup>31</sup>、同月に閣議決定された「規制改革実施計画」においても同様の内容が盛り込まれた<sup>32</sup>。

検討会取りまとめでは、放送の持続的な維持・発展を可能とし、放送事業者が中長期的な経営戦略を描くことのできる環境を整備するため、①マスメディア集中排除原則の見直し、②複数の放送対象地域における放送番組の同一化、③複数の地上基幹放送事業者の放送ネットワークインフラをまとめて保有・運用・維持管理する「共同利用型モデル」等について今後の方向性が示された<sup>33</sup>。検討会取りまとめを踏まえ、マスメディア集中排除原則に係る省令改正に加え、第211回国会(常会)への放送法及び電波法の一部を改正する法律案の提出が予定されている。

### ア 安定的な経営環境の実現のためのマスメディア集中排除原則の見直し

「マスメディア集中排除原則」とは、一の基幹放送事業者<sup>34</sup>が二以上の基幹放送を行うこと(兼営)のほか、基幹放送事業者が支配関係を有する者を通じて二以上の基幹放送を行うこと(支配)を原則禁止することにより、放送の多元性・多様性・地域性の確保を目指すものである。平成22年の改正放送法・電波法(平成22年法律第65号)により、マスメディア集中排除原則の基本的な部分が法定化され(放送法第93条第1項第5号及び第2項等)、同原則の特例や支配関係の基準の具体的割合については、放送法の委任を受けた総務省令<sup>35</sup>において規定されている。

在り方検討会では、民間放送事業者から、マスメディア集中排除原則の特例の一つであり、持株会社によるグループ経営を可能とする制度である「認定放送持株会社制度」

<sup>30</sup> (一社)日本新聞協会メディア開発委員会「公共放送ワーキンググループに対する意見」(公共放送WG(第3回)配付資料(令4.11.24))

<sup>31</sup> 規制改革推進会議「規制改革推進に関する答申」(令3.6.1)45頁

<sup>32</sup> 「規制改革実施計画」(令和3年6月18日閣議決定)18頁

<sup>33</sup> このほか、検討会取りまとめでは、「小規模中継局等のブロードバンド等による代替」についても今後の方向性が示されている。

<sup>34</sup> 「基幹放送」とは、「電波法(昭和25年法律第131号)の規定により放送をする無線局に専ら又は優先的に割り当てられるものとされた周波数の電波を使用する放送をいう」と定義されており(放送法第2条第2号)、地上テレビ放送、BS放送、AM・FMラジオ放送等が該当する。

<sup>35</sup> 基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令(平成27年総務省令第26号)

について、認定放送持株会社が支配することができる地域数が現行制度では12都道府県までに制限されているところ、経営の選択肢を増やす観点から、地域制限の撤廃が要望された<sup>36</sup>。これを受け、検討会取りまとめでは、情報空間が放送以外にも広がる現在においては、マスメディア集中排除原則に「経営の選択肢を狭め、かえって多元性等を損なうことにもなり兼ねないといった部分」や「放送番組の多様性・地域性の確保に必ずしもつながっていない部分」があること等を課題として指摘した上で、①認定放送持株会社傘下の地上基幹放送事業者の地域制限を撤廃するとともに、②認定放送持株会社制度によらない場合でも、隣接・非隣接にかかわらず、一定数までの兼営・支配を可能とする特例を創設することを措置すべきとされた<sup>37</sup>。検討会取りまとめを踏まえ、総務省は、省令改正に向けた手続を進めている。

### イ 複数の放送対象地域における放送番組の同一化

放送対象地域は、放送法において、「同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域」と規定されており（第91条第2項第2号）、その地域の自然的、経済的、社会的、文化的諸事情や周波数の効率的使用を考慮して基幹放送普及計画（告示）において定めることとされている（同条第3項）。

現行法においても、平成26年の改正放送法・電波法（平成26年法律第96号）により導入された「経営基盤強化計画認定制度」<sup>38</sup>（第116条の2～第116条の6）により、異なる放送対象地域における放送番組の同一化が可能である。しかし、当該制度は、国の一定の関与の下で様々な規制の特例が適用されるものであることから、民間放送事業者からは、「事前に経営基盤強化計画を申請し認定を受けなければならないほか、認定後も毎年、総務大臣に対して計画の実施状況を報告する必要があるなど、制度として若干使いづらい」との意見も出されている<sup>39</sup>。

在り方検討会では、民間放送事業者から、中小規模のローカル局は固定的な経費の比率が高くコスト削減には限界があるため、経営難が顕在化した場合に迅速な対応が可能となるよう、先行して経営の選択肢を増やしておくことが望ましいとして、複数の放送対象地域における放送番組の同一化が要望された<sup>40</sup>。これを受け、検討会取りまとめでは、情報空間が放送以外にも広がる現在において、県域を基本とする現在の放送対象地域は、必ずしも放送の地域性の確保につながらない部分や地域情報発信の観点から障害となっている部分があると考えられることのほか、前述した経営基盤強化計画認定制度の使い勝手等が課題として指摘され、「希望する放送事業者において、複数の放送対象地

<sup>36</sup> (株)フジ・メディア・ホールディングス提出資料（在り方検討会（第4回）配付資料（令4.1.24））

<sup>37</sup> 「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ」（令4.8.5）45～47頁

<sup>38</sup> 「経営基盤強化計画認定制度」は、経済事情の変動により放送系の数の目標の達成が困難となるおそれがある等と認められる放送対象地域において、基幹放送事業者が経営基盤の強化に積極的に取り組むことを可能とする制度として創設されたものである。同制度では、総務大臣が指定した「指定放送対象地域」に係る基幹放送事業者は、業務の合理化や組織の再編成等により収益性の向上を図る「経営基盤強化計画」を作成し、総務大臣の認定を受けた場合、放送法・電波法の特例が適用される。

<sup>39</sup> 「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（第4回）議事要旨」（令4.1.24）8頁

<sup>40</sup> (株)テレビ朝日ホールディングス資料（在り方検討会（第4回）配付資料（令4.1.24））

域における放送番組の同一化が可能となる制度を設けるべき」との方向性が示された<sup>41</sup>。

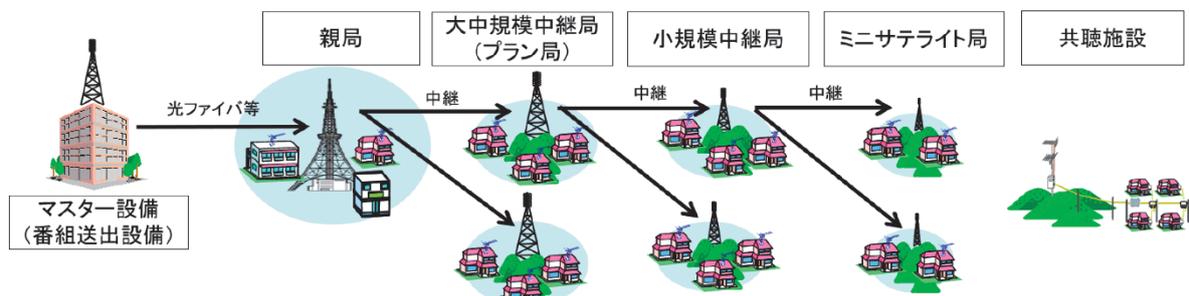
検討会取りまとめを踏まえ、提出予定の放送法・電波法改正案においては、経営基盤強化計画認定制度を見直し、総務大臣が指定する地域を含む地域において、地域性の確保のための措置を講ずる等の一定の条件の下で、国内基幹放送事業者が、その個別の経営状態にかかわらず、複数の放送対象地域における放送番組の同一化を行うことを可能とする制度整備を行うこととしている。

なお、検討会取りまとめ案に対するパブリックコメントでは、ローカル局から、「地方局が構築してきた地域社会との関係性の希薄化や地域発の情報量低下を招かないよう十分留意する必要がある」としつつ、地域性確保のため、例えば自社制作番組比率の数値目標を設けて義務付けするようなことについては、「放送事業者の自主・自律、編成・編集の自由を著しく制限する懸念」が強いとして、丁寧な議論の実施が要望されている<sup>42</sup>。

### ウ 複数の放送事業者による中継局設備等の共同利用

地上基幹放送は、平成22年の改正放送法・電波法（平成22年法律第65号）により、それまで認められていたハード（放送施設の設置・運用）とソフト（放送番組の編集・放送）の一致に加え、ハード・ソフト分離も選択可能となったが、現状では、全ての地上基幹放送事業者がハード・ソフト一致を選択している。

図表3 地上テレビジョン放送の放送ネットワーク構成



（出所）「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ」（令4.8.5）22頁

検討会取りまとめでは、ハード・ソフト一致の場合、多数の中継局送信設備や鉄塔等から構成される放送ネットワークインフラ（図表3参照）を原則、地上基幹放送事業者自らが保有・運用・維持管理しており、その効率化には限界がある等の課題が指摘された。その上で、中継局については、保有・運用・維持管理を担うハード事業者の設立が経営の選択肢となり得るとされ、設立形態としては、NHK及び民間放送事業者による共同出資等が考えられるとの方向性が示された<sup>43</sup>。一方、番組・CMの映像音声データ等を放送時間に合わせて送り出し、「放送局の心臓部」とも呼ばれるマスター設備についても、10年から15年ごとの設備更新が必要であり、事業者の大きな負担となっていること

<sup>41</sup> 「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ」（令4.8.5）49頁

<sup>42</sup> 「「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関するとりまとめ(案)」に対する意見募集の結果」（令4.8.5）116～119頁

<sup>43</sup> 「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ」（令4.8.5）23頁、26頁

から、集約化、専用機器からの汎用化（IP化）、クラウド化が「経営の選択肢となり得る」とされ、「その要求条件を総務省において検討・整理すべきである」とされた<sup>44</sup>。

検討会取りまとめを踏まえ、提出予定の放送法・電波法改正案においては、放送ネットワークインフラの維持コストの軽減に向け、①複数の地上基幹放送事業者が中継局設備を共同で利用することを可能とするための制度整備を行うほか、②マスター設備のクラウド化等に応じた安全・信頼性を確保するため、基幹放送事業者等の業務管理体制の確保に係る規定を整備することとしている。

### （３）デジタル社会における郵便局の地域貢献の在り方

地方公共団体が地域の郵便局と協力し、住民サービスをより効率的に提供できるようにするため、平成13年に、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号。以下「郵便局事務取扱法」という。）<sup>45</sup>が制定され、一部の郵便局において、地方公共団体からの委託を受け、郵便局事務取扱法に基づく住民票の写しや戸籍謄本の交付等の事務が行われている。また、令和3年に郵便局事務取扱法が改正され<sup>46</sup>、転出届や印鑑登録の廃止申請の受付、マイナンバーカードの電子証明書の発行・更新等が新たに郵便局の取扱事務に追加された。

こうした状況の下、令和4年10月に、「我が国では、少子高齢化の進展と人口減少が進み、さらに、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、地域社会の疲弊が一層進行しており、全国津々浦々に存在する郵便局が果たす地域貢献への期待がますます高まっている」こと等を理由として、情報通信審議会に対して、「デジタル社会における郵便局の地域貢献の在り方」について諮問が行われ、同審議会の下に設置されている郵政政策部会において、郵便局を通じたマイナンバーカードの普及や活用、郵便局における地方公共団体の事務受託の拡大等について検討が開始された。

令和4年12月に郵政政策部会が取りまとめた中間報告では、現行法上、マイナンバーカードは申請時又は交付時のいずれかで市町村による本人確認が必要とされているところ、地方公共団体からは、これを改め、マイナンバーカードの交付申請の受付事務等が郵便局で完結できるようにすることを求める声が上がっているとし、「住民のカード取得のハードルを下げ、自治体の負担を軽減するために、郵便局を活用したマイナンバーカードの交付が行えるよう、制度改正を早急に検討する必要がある」とした。具体的には、市町村が指定する郵便局にマイナンバーカードの交付の申請に来局した申請者について、郵便局と市町村をオンラインでつなぐこと等により、マイナンバーカードの交付に必要な本人確認を行うことができるよう、郵便局事務取扱法の改正を念頭に、必要な法律改正を次期常会に向けて検討していくとされた<sup>47</sup>。第211回国会（常会）においてデジタル庁から提出予定である

<sup>44</sup> 「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ」（令4.8.5）26～28頁

<sup>45</sup> 平成13年の制定当時の法律名は、地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する法律。

<sup>46</sup> 第204回国会（常会）において成立したデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第44号）により改正。

<sup>47</sup> 「デジタル社会における郵便局の地域貢献の在り方 中間報告」（令4.12.23）6頁

マイナンバー法<sup>48</sup>等改正案による改正事項の一つとして、郵便局事務取扱法の改正が盛り込まれる予定である<sup>49</sup>。

郵政政策部会では、令和5年7月目途の答申の取りまとめに向け、引き続き、地方公共団体が郵便局に求める多種多様な地域貢献のニーズ<sup>50</sup>の整理を行い、ニーズに応じて郵便局や国において実施すべき取組等について審議を行うとしている。日本郵便は、地域貢献と郵便局との関係について、「特に過疎地においては、人口減少の中、最後の「常勤の職員がいる事業拠点」となりつつある」とし、「地域活性化や地方創生といったコンテキストでの位置付けを考えること」の重要性を認めつつ、「他の事業者が行っていない地域貢献に係る費用を、社内の他の事業収益から補てんすることは限界がある」、「地方公共団体も財政的に余裕があるところは少なく、初期投資・後年度負担ともに課題」等との論点を挙げている<sup>51</sup>。平成19年10月に郵政民営化が行われてから15年が経過したが、これまで郵便局数は約2万4千局の水準を維持しながら推移している。株式会社である日本郵便が、採算性を確保しつつ、郵便局ネットワークをどのように維持し、また、どのように地域貢献を果たしていくのか、議論の深化が期待される。

(みながわ けんいち、すずき ゆき)

---

<sup>48</sup> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）

<sup>49</sup> 松本総務大臣は、令和4年12月15日に、郵便局におけるマイナンバーカードの交付申請に係る法改正を行う方針を明らかにした（『朝日新聞』（令4.12.16）等）。翌16日に行われた閣議後記者会見では、法改正を行う意義について、「これからさらに申請をお願いしていこうという意味では、ルートといたしますか、新たなチャンネルを設けることに意義があるのではないかと述べている。（総務省「松本総務大臣閣議後記者会見の概要」（令4.12.16））

<sup>50</sup> 総務省郵政行政部「郵便局に求める地域貢献に関するアンケート調査結果（速報版）」によると、「郵便局と協力して地域課題の解決・改善、地域の活性化に取り組みたい分野」として最も多い回答は、「地域の安全・防犯・見守り」であり、以下、「証明書発行等の行政サービス」、「防災・災害対応」、「高齢者福祉」、「空き家対策」と続く。（情報通信審議会郵政政策部会（第26回）配付資料（令4.11.21））

<sup>51</sup> 日本郵便株式会社「郵便局と地方創生」（情報通信審議会郵政政策部会（第25回）配付資料（令4.10.14））